

令和2年5月8日

保護者様

台東区教育委員会

臨時休業期間中における家庭学習用タブレット端末の貸与について

台東区教育委員会では、区立学校の臨時休業期間の長期化に伴い、家庭学習におけるインターネット接続の機会を確保するため、希望するご家庭に情報端末を貸与します。

1 対象

申請日時点において台東区立学校にお子様が在籍し、かつスマートフォンやタブレット端末、パソコンなどのインターネット接続が可能な情報機器を保有していないご家庭

2 貸与物品

1世帯につきタブレット型パソコン(OS:Windows10)及びモバイルルーター各1台

3 申請方法

往復はがきに、「往復はがき記入要領」のとおり必要事項を明記し郵送

4 申請期限

令和2年5月18日(月)の消印まで有効

5 貸与期間

令和2年5月下旬(予定)から当面の間(授業等が平常どおり再開するまで)

6 その他

- (1) 申請内容は台東区教育委員会と各学校で共有します。また、申請により取得した情報は貸与するご家庭の決定や貸与物品の管理に関するものにのみ使用します。
- (2) 貸与する物品数は各200台程度(予定)と限られているため、申請多数の場合は上級学年を優先し、かつ先着順により貸与するご家庭を決定します。
- (3) 申請結果や貸与方法などは、往復はがきの返信によりお伝えいたします。
- (4) 貸与開始後、ご家庭のお子様全員の台東区立学校外への転出、虚偽による申請や貸与物品の転貸・質入れなどが発覚した場合は貸与期間終了を待たず、貸与物品を速やかに返却していただきます。
- (5) 貸与物品は保護者の方が定期的に使用状況等を確認するなど、お子様の健全な生活に悪影響を与えないようご注意ください。(貸渡し時に注意事項をお伝えします。)
- (6) 貸与物品を故意または重大な過失により損傷させた場合や、紛失、盗難などにより返却不能とした場合、その損害に係る費用を負担していただくことがあります。
- (7) 貸与物品の不具合など、お問合せについては、台東区教育委員会の担当までお願いいたします。

〔お問合せ〕 台東区教育委員会指導課教育改革係
電話 5246-1454 (平日 9:00~17:00)

次ページに「往復はがき記入要領」がございます。

《往復はがき記入要領》

以下のとおり必要事項を明記し、郵送してください。

※令和2年5月18日（月）の消印まで有効です。

<p>郵便往復はがき</p> <p>110-8615</p> <p>63円 往信</p> <p>台東区教育委員会 指導課 教育改革係 行</p> <p>(※住所記入不要)</p>	<p>※記入しないでください</p>
---	--------------------

<p>郵便往復はがき</p> <p>63円 返信</p> <p>返信先ご住所</p> <p>保護者氏名</p>	<p>家庭学習用タブレットPCとモバイルルーターの借用について申請します。 借用の際には保護者の責任で適切に使用させ、厳重に管理します。</p> <p>保護者氏名 ○○ ○○ (印)</p> <p>電話番号 000-0000-0000 日中連絡可能な電話番号をご記入ください。</p> <p>児童・生徒 台東区立○○○学校 ○年 ○○ ○○ 台東区立○○○学校 ○年 ○○ ○○</p> <p>区立学校に在籍している お子様の学校・学年・氏名を御記入ください。</p>
---	--